

## 告 示

### 埼玉県告示第六百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ ラガーデン川口

埼玉県川口市宮町十八―九

#### ロ 変更の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三井不動産株式会社 代表取締役 岩沙弘道

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

（変更後） 三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社アントレックス 代表取締役 鱸居隆三

東京都新宿区新宿五丁目八番五号 外 計五十九者

（変更後） 株式会社ルームプラス 代表取締役 清代雄治

広島県広島市安佐南区八木一―二十一―二十二 外 計四十八者

#### ハ 変更年月日

平成二十八年一月七日外

#### ニ 届出年月日

平成二十八年四月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年五月六日から平成二十八年九月六日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年五月六日から平成二十八年九月六日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課